

公印省略

2飯教学教第863号
令和2年8月3日

飯塚市立小中学校長 様

飯塚市教育委員会
教育長 武井 政一

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

標記の件について、関東・中部・関西圏をはじめとする都市部において新型コロナウイルス感染拡大が続いており、福岡県内においても1日当たりの感染者数が増加傾向にあります。

緊急事態宣言の再発令はなされていないものの、このような事態を踏まえ、学校・教職員の感染拡大防止対策を下記のとおり強化することとしましたので、通知します。

については、今後、下記の取り組みについて、教職員へ周知の上、感染拡大の防止を図っていただくようお願いします。

記

1 継続して実施するもの

(1) 感染症対策の徹底

- ・ 教職員・児童生徒の体調を管理し、手洗い、マスク着用を含む咳エチケットなどの感染症対策を徹底すること。
- ・ 周囲の人と十分な距離（2m以上）を確保できる場所で、マスクを一時的に外して休息する等、適宜マスクを外すことで、熱中症の予防を図ること。
- ・ 職員室や教室、廊下等は1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度）換気を行うこと。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること
- ・ 職員室や教室等のレイアウトを工夫し、可能な限り職員同士、児童生徒同士の間隔を空けるとともに、職員の物品・機器等（電話、パソコン等）や児童生徒の教材・教具等については、複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 教職員・児童生徒は、毎朝検温を行い、発熱やのどの痛みなど風邪のような症状が見られる場合は、自宅で療養すること。また、所属長は、職員の健康状態の把握に努め、必要に応じ職員に対し休暇等の取得を促すこと。

(2) 会議、研修会等の実施

- ・ 実施する場合は、参加人数の縮小や時間の短縮等を検討すること。
- ・ 会場では、定期的な部屋の換気やアルコール消毒液の設置など、感染防止のための措置を講ずること。

2 教職員に対しての感染症対策の徹底について

(1) 出張

- ・ 福岡県内の出張等については、真にやむ得ない用務の場合に限ること。
- ・ 出張命令の際に、所属長は出張先の感染状況を踏まえるとともに、業務上の必要性を個別に判断すること。
- ・ 出張を命令する際は、職員に対し感染症対策の徹底を指導すること。
- ・ 自家用車等出張する際は、必要に応じ、乗車人数の縮小等により車内の密集・密接状態を回避すること、また、車中での密閉状態を避けるため、換気を行うなど、適切に対応すること。

(2) 勤務時間外の行動について

- ・ 不要不急の外出は避けること。やむを得ない外出の際には、目的地の感染状況に十分注意を払い、慎重に対応すること。
- ・ 「3つの密」が重なる可能性が高い場所や感染防止策が不十分な場所への外出は避けること。
- ・ 私事による旅行（日帰り含む）については、県外への旅行は、当面の間、慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により旅行する場合は、必ず事前に私事旅行届を学校長に提出すること。
- ・ 現在の感染拡大の状況を鑑み、会食・会合については、当面の間、自粛すること。また、職場等の懇親会等についても、当面の間、厳禁とする。

3 その他

- 教職員又は教職員の同居親族等に次の症状が見られる場合は、速やかに所属長に報告し、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合